

ゴム製の器具又は容器包装の規格

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの3

最終改正: 令和2年厚生労働省告示第380号

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く)又は容器包装							
項目	規格		溶出条件 (溶出割合: 2 mL/cm ²)		料金 (税別・円)	検体必要量	
			使用温度 100°C以下	使用温度 100°Cを超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (各100 µg/g以下)			*1 (シリコンゴム以外) 11,000 (シリコンゴム) 15,000	3 g	
	2-メルカプトイミダゾリン ^{*2}	ピークを認めてはならない			12,000	3 g	
溶出試験	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (5 µg/mL以下)	水 60°C×30分	水 95°C×30分	5,500	蒸発残留物が 1種類の場合 600 cm ² (A4版半分程度)	
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (約4 µg/mL以下)			6,000		
	亜鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (15 µg/mL以下)	4%酢酸 60°C×30分	4%酢酸 95°C×30分	5,500		
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない (1 µg/mL以下)			3,000		
	蒸発残留物 ^{*3}	油脂及び脂肪性食品・酒類	60 µg/mL以下	20%エタノール 60°C×30分		4,500	蒸発残留物が 3種類の場合 1,100 cm ² (A4版1枚程度)
		上記以外の食品		pH5を超える	水 60°C×30分	水 95°C×30分	
	pH5以下		4%酢酸 60°C×30分	4%酢酸 95°C×30分	4,500		

*1 シリコンゴムかそれ以外のゴムかの確認をご希望の場合は、別途「シリコンゴムの確認試験(税別6,000円)」を承ります。

*2 塩素を含むゴム(クロロプレンゴムなど)にのみ適用されます。

[食品添加物等の規格基準の一部改正について(昭和61年衛食第64号衛令第25号)]

塩素を含むか否かの確認をご希望の場合は、別途「塩素の定性試験(税別3,000円)」を承ります。

*3 器具の場合は水となります。容器包装の場合は接触する食品のタイプに応じて溶媒をご選択ください。

(2) ゴム製ほ乳器具							
項目	規格		溶出条件 (溶出割合: 20 mL/g)		料金 (税別・円)	検体必要量	
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (各10 µg/g以下)			*1 (シリコンゴム以外) 11,000 (シリコンゴム) 15,000	50 g以上 かつ 5個以上	
溶出試験	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (5 µg/mL以下)	水 40°C×24時間		5,500		
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (約4 µg/mL以下)			6,000		
	亜鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (1 µg/mL以下)			5,500		
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない (1 µg/mL以下)			4%酢酸 40°C×24時間		3,000
	蒸発残留物	40 µg/mL以下			水 40°C×24時間		4,500

*1 シリコンゴムかそれ以外のゴムかの確認をご希望の場合は、別途「シリコンゴムの確認試験(税別6,000円)」を承ります。

(参考)

「第4 おもちゃ 3 ゴム製おしゃぶりは、上記(2)ゴム製ほ乳器具に定める試験法による試験に適合しなければならない。」